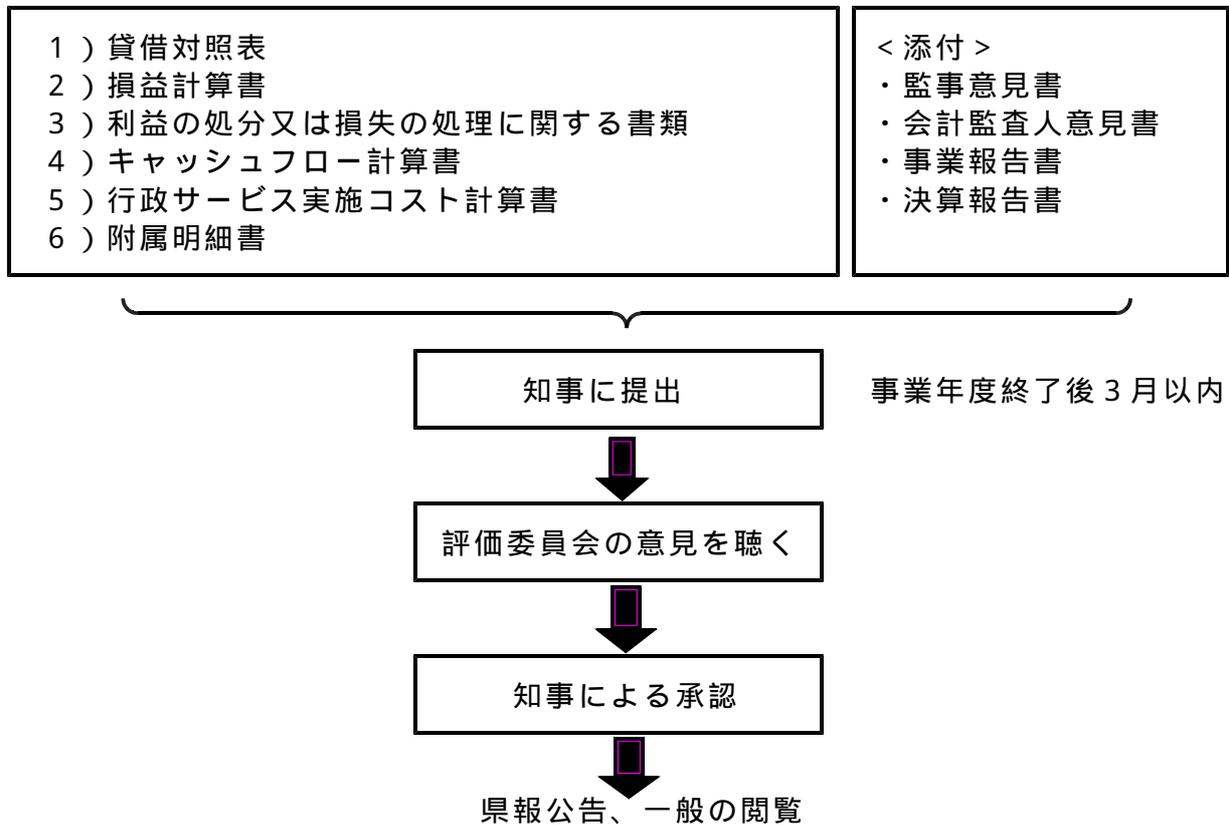


財務諸表の承認方針について

1. 財務諸表の承認制度



2. 財務諸表承認方針（案）

公立大学法人島根県立大学の財務諸表は、県民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。したがって、県が財務諸表の承認を行うにあたっては、次のとおり法令遵守及び表示内容の適正性等の観点から審査を行い、適当と認められた場合に承認することとする。

法令の遵守	財務諸表及び添付資料が、各事業年度終了後 3 月以内に提出されていること。 地方独立行政法人会計基準に照らして記載すべき事項について、遺漏がないこと。 地方独立行政法人会計基準に照らして適正な会計処理が行われていること。
表示内容の適正性	計数について整合していること。 書類相互間における数値が整合していること。
その他	会計監査人及び監事の意見書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見がないこと。考慮すべき意見があった場合は、公立大学法人評価委員会の意見を聴き、承認の可否を判断する。

地方独立行政法人法〈抜粋〉

（財務諸表等）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十五条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。